

相談と解決の流れ

相談対応

相談者

障がい者等
事業者

相談

市町村の相談窓口

広域支援相談員

助言、調査
相談員を交えた
話し合い

解決

助言

大阪府障がい者
差別解消協議会

広域支援相談員による解決が難しい場合

障がい者等

あっせんの求め

大阪府障がい者
差別解消協議会

あっせん

解決



※あっせんの対象は、事業者における
不当な差別的取扱いに
限ります。

知事による
勧告・公表

理解を深めるための啓発冊子のお知らせ

◆大阪府障がい者差別解消ガイドライン

差別についての考え方や具体例等を生活場面ごとにわかりやすく解説しています。

◆障がい理解ハンドブック～ほんま、おおきに!! ひろげようこころの輪～

障がい者への必要な配慮を障がい特性ごとにわかりやすく紹介しています。

市町村の相談窓口と広域支援相談員の連絡先

大阪府のホームページ「障がいを理由とする差別の解消に向けて」に掲載しています。

理解を深めるための啓発冊子もダウンロードできます。



お問い合わせ先▶大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
電話▶06-6944-6271 ファックス▶06-6942-7215

HP

障がいを理由とする差別の解消に向けて

検索

大阪府障がい者差別解消条例



平成28(2016)年4月

はじまります

この条例は、障害者差別解消法ができたことを受けて、
「障がいを理由とする差別のない、共に生きる大阪の社会」

をめざし、つくられました。

障がいを理由とする差別をなくすことは、

すべての人にとって暮らしやすい社会につながります。

そのために大切なのは、

「理解し合うこと」、「対話すること」、「考えること」です。

大阪府

「障害者差別解消法」と「大阪府障害者差別解消条例」の大事なポイント

平成28(2016)年4月

はじまります

障害者差別解消法

この法律は、
障害を理由とする差別をなくすことで、
誰もが暮らしやすい
共に生きる社会をつくることをめざしています。



障害を理由とする差別とは？

「不当な差別的取扱い」と
「合理的配慮の不提供(合理的配慮をしないこと)」が、
差別になります。

不当な差別的取扱い

障害を理由として、
正当な理由もなく、サービスの
提供をしないことなどは
「不当な差別的取扱い」に
なります。

例

お店に入ろうとしたら、
車いすを利用している
ことを理由に、断られた。



合理的配慮の不提供

障害者に合った必要な工夫
などをすることが「合理的配慮」
です。重い負担がないのに、
「合理的配慮をしないこと」は
差別になります。

例

視覚障害があることを
伝えたのに、書類を
渡すだけで読み上げない。



大阪府障害者差別解消条例

この条例は、相談と解決の仕組みをはじめ差別をなくするために
必要で大事なことを定めています。
障害者差別解消法と条例にもとづき、差別解消の取り組みを進めていきます。

相談と解決の仕組み

『広域支援相談員』が、事業者における差別(不当な差別的
取扱いと合理的配慮の不提供)について、市町村と協力しながら、
主に話し合いを通じて、問題の解決を図ります。

『大阪府障害者差別解消協議会』が、広域支援相談員による解決が難しい場合、
事業者における不当な差別的取扱いについて、あっせんを行います。
また、事業者における差別について、広域支援相談員への助言を行います。

質問1 誰が相談できますか。

障害者等(その家族や支援者を含む)や事業者からの相談に対応します。

質問2 どこに相談すればよいですか。

まずは、身近な市町村の相談窓口にご相談ください。広域支援
相談員は、市町村と協力しながら、相談や解決の支援をします。
直接、広域支援相談員に相談いただくこともできます。



質問3 協議会があっせんを行っても解決しない場合はどうするのですか。

正当な理由なく、あっせんに従わない場合、知事が勧告することができます。さらに、
正当な理由なく、勧告に従わない場合、その事実を公表することができます。

基本理念と啓発活動

差別をなくすことは、社会全体で取り組む必要があります。

府民や事業者は、障害を理解を深め、
府の取り組みに協力することが求められます。

障害を理解を深めるための啓発活動が、
差別をなくすためのもっとも大切な取り組みです。



	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関	してはいけません	しなければいけません
事業者	してはいけません	するように努めなければなりません

